

令和6年度事業報告

公益財団法人日本交通管理技術協会

令和6年度においては、前年度に引き続き、警察庁をはじめ都道府県警察、関係機関・団体との連絡と協調を一層緊密にするとともに、適正かつ効率的な業務運営に努め、

- 交通管理に関する技術の研究開発及び普及
- 自転車の点検整備等に関する技能検定及び証明等自転車の安全利用の促進
- 道路交通法令に基づく型式認定に関する試験
- 海外における交通管理に関する技術についての協力援助
- 道路交通情報に関するデータベースの作成
- OSS推進警察協議会に関する事務等について実施した。

1 業務運営に関する主な行事

主な行事は、次のとおりである。

- (1) 監事監査・調査
令和6年 5月23日(木)
令和7年 2月25日(火)
- (2) 理事会(第1回通常) 令和6年 5月30日(木)
(第1回臨時) 令和6年11月28日(木)
(第2回通常) 令和7年 3月 6日(木)
- (3) 評議員会(定時) 令和6年 6月17日(月)
(第1回臨時) 令和7年 3月13日(木)
- (4) 講演会(第22回)及び研究開発発表会
令和6年11月 7日(木)
- (5) 研究開発委員会 令和7年 2月13日(木)
- (6) 研究開発専門委員会
交通管制システムの持続可能な維持方策に関する調査研究委員会
開催数 3回
- (7) 型式認定試験審査委員会
ア 歩行補助車等(2号)・駆動補助機付自転車・普通自転車試験審査委員会
開催数 6回
イ 移動用小型車 開催数 1回
ウ 原動機を用いる身体障害者用の車試験審査委員会
開催数 3回
エ 運転シミュレーター試験審査委員会
開催数 1回
- (8) 自転車安全整備技能検定審議会
開催数 3回
- (9) 自転車安全整備制度推進ブロック会議
7ブロック 7会場

2 事業の概要

令和6年度における事業の概要は、次のとおりである。

(1) 公益目的事業

ア 研究開発事業

(ア) 次世代ITS情報インフラ基盤の構築に関する調査研究（継続）

【交通管理リンクのあり方等に関する調査研究】（自主研究）

プローブ情報により、当協会が作成・管理している交通管理リンクが未設定の道路においても渋滞情報等が提供できる環境になりつつある現状を捉え、プローブ情報等に基づく交通情報提供を考慮した交通管理リンクのあり方について令和3年度から調査研究を開始した。

令和6年度は、プローブ情報により交通情報提供のエリア拡大が可能とされる道路等に対する交通管理リンク設定に関しての課題、対策等について継続して調査するとともに、その対策を一部実施した。

また、すべての道路を対象に災害時等における交通規制等情報を提供するための手法等について調査研究を行っている。

さらに、各方面で進められているプローブ情報の利活用の取組みについて調査を継続した。

(イ) 交通管理機器・システムの高度化に関する調査研究（継続）

【プローブ情報を活用した信号制御方式に関する調査研究】（自主研究）

現在の信号機は、車両感知器によって得られる交通状況により制御されているが、近年、スマートフォンやカーナビゲーション等を通して送られてくるプローブ情報により、これまでとは異なる交通状況が入手できる環境にある。このため、プローブ情報を入手し、これを活用した新たな交通信号制御方式についての研究を令和3年度から委員会を設置して開始し、令和5年度までに、東京都内と地方都市である松山市内の対象区間におけるプローブ情報を取得し、プローブ情報の特性把握、信号制御に関するシミュレータの構築等を行い、プローブ情報による信号制御への有効性について研究を実施した。

令和6年度は、令和5年度までの研究成果をまとめている。

【交通管制システムの持続可能な維持方策に関する調査研究】（自主研究）

交通管制センター、信号機、交通情報提供装置等から成る交通管制システムを維持管理していくためには、多額な予算を必要とする。一方で、国、都道府県においては、高齢化等に伴う社会保障費等において歳出が増加し、その他の予算が削減される傾向にあり、加えて将来的には人口減に伴う歳入の減少も予想されることから、交通管制システムにおいても今後は必要な予算が確保できず、機器の保守・更新等も今まで以上に困難な状況になるとと思われる。

このため、令和6年度から新たに委員会を設置し、予算が削減される中で今後も交通の安全と円滑の向上を維持していただくための交通管制システムのシステム構成、運用方法等について調査研究を開始し、都道府県警察へのアンケート等を行った。

(ウ) 自動運転時代における交通管理に関する調査研究（継続）

【自動運転における交通管理の課題の抽出・検討】（自主研究）

我が国においては、2020年代が自動運転の普及拡大、展開期と位置づけられており、これらに関する技術等は相当程度の実現化が期待できる状況にあることから、安全で円滑な道路交通の実現という基本的な点に着眼して、自動運転時代に合わせた交通管理について令和元年度から調査研究を開始した。

令和6年度は、各種委員会、講演会等に参加するなど情報収集に努めるとともに、有識者の方々の意見を参考として自動運転における交通管理の課題の抽出・検討を継続した。

イ 自転車安全利用促進事業

(ア) 自転車安全整備技能検定の実施

令和6年度の技能検定については、7月下旬から9月上旬にかけて全国13会場で試験を実施した。

技能検定の実施結果は、次のとおりである。

- 受験申請者 1,779名(令和5年度比 -97名)
受験者 1,692名(令和5年度比 -81名)
受験率 95.1%(令和5年度比 +0.6ポイント)
- 合格者 828名(令和5年度比 -106名)
合格率 48.9%(令和5年度比 -3.8ポイント)
- 自転車安全整備士数 78,501名(令和6年度末)

(イ) 自転車安全整備店の登録状況

自転車安全整備店の新規・再登録店数は、前年度より減少した。

- 新規・再登録店数 122店(前年度比-46店)
- 自転車安全整備店登録数 11,101店

(ウ) TSマークの交付状況と普及に関する各種施策の推進状況等

a TSマークの交付状況

令和6年度におけるTSマークの交付は、交付総数で約120万枚となり、前年度と比較すると約5万枚(約4.1%)減少した。

- 交付枚数 1,198,606枚(前年度比-50,965枚)
(内訳) 緑色TSマーク 359,796枚(前年度比+27,499枚)
赤色TSマーク 664,950枚(前年度比-97,050枚)
青色TSマーク 173,860枚(前年度比+18,586枚)

b TSマーク付帯保険の運用状況

令和6年度のTSマーク付帯保険の支払件数は、537件で前年度

と比較すると33件（6.5%）増加した。

（内訳）賠償責任事故	89件	
	（前年度比	+55件）
被害者見舞金事故	9件	
	（前年度比	+5件）
死亡・重度後遺傷害事故	18件	
	（前年度比	+10件）
傷害入院15日以上事故	421件	
	（前年度比	-37件）

c TSマークの普及に関する各種施策の推進状況等

（a） TSマークの普及、広報活動

自転車の点検整備の必要性やTSマーク付帯保険の補償内容の周知を図るためのリーフレット、チラシ等を作成し、5月の自転車月間、春、秋の全国交通安全運動等各種行事やキャンペーン等において、各都道府県交通安全協会、自転車商協同組合、警察を通じて配布するなどして、TSマークの普及、広報活動の推進に努めた。

また、令和4年12月1日から運用を開始した緑色TSマークについて、保険金支払事例の紹介を中心として、各種会議等を通じてその普及を図った。

（b） TSマークの広報に関する報道機関等への対応

自転車活用推進法等の浸透により、自転車の点検整備や賠償責任保険の加入義務化など、国民の自転車政策への関心の高まりとともに、TSマークに関しても、新たに運用を開始した緑色TSマークを含め、報道機関からの取材や各自治体等からの問い合わせが寄せられている。

（c） TSマーク広報用交通安全教育ビデオによる啓蒙活動

平成18年に、自転車事故防止の学校対策用として、中・高校生向けにTSマーク広報用ビデオ「まさかの未来」を警察庁の監修を得て企画・制作し、全国の中・高等学校に無償配付し、以来、多くの学校で広く活用されている。なお、当協会のホームページにも掲載しており、令和6年度中のアクセス数は187件（昨年比-212件）であった。

（d） 自転車点検用教材（DVD）による自転車の安全利用を促進する啓蒙活動

自転車の安全利用を促進するために、平成31年2月から「安全！安心！誰でもできる自転車点検DVD」を制作し、全国の警察本部、警察署、教育委員会、交通安全協会、各自転車商等協同組合、モデル校、モデル企業等に配付するとともに、本教材をホームページ、YouTubeにも掲載し、以来、多くの学校、職場等で広く活用さ

れている。

(e) 自転車安全利用条例及びT S マーク貼付に対する補助金交付制度の制定に向けた支援

自転車安全利用条例及びT S マーク貼付に対する補助金交付制度の制定について、関係自治体に対し、必要な資料を提供したり、相談に応じる等側面的な支援を推進した。

○ 令和6年度は、新たに山口県において条例が施行され、令和6年度末現在、施行されている自治体は127団体（前年度比+1）となっている。また、令和6年度は、山口県で賠償責任保険の加入が義務化されるなど、地方自治体における賠償責任保険義務化の動きが進んでいる。

今後も、T S マーク付帯保険の紹介など、自転車安全利用促進について自治体等との連携を図っていく。

○ 平成30年に東京都の都民提案事業として、自転車の点検整備に対する補助事業が採用され、東京都の要請を受け、事業執行に対し、継続して資料の提供等の協力を行っている。

○ T S マーク貼付に対する補助金交付制度のある自治体は、令和6年度末現在、17自治体（前年度比+3）となっている。

(f) 防犯登録時に併せてT S マークを貼ろう運動の継続推進

この運動の定着化は、T S マークの普及・拡大の鍵となるものであることから、関係団体との連携のもと、店頭や学校での自転車の点検等の機会を活用して、積極的な取組みを図っている。

(g) 量販店等に対する自転車安全整備店登録の勧奨活動等の推進

各都道府県交通安全協会を通じ、未登録量販店等に対する自転車安全整備店登録の推進を働きかけている。

(エ) 自転車通学安全モデル校事業の推進及び全国自転車安全利用モデル企業の推進等

a 平成25年度から学校における自転車の安全利用の促進を図るため、全国の大学、高校、中学校等を対象として「自転車通学安全モデル校」に指定している。令和6年度は6月に高校2校、専修学校1校の計3校、11月に高校4校、中学校1校の計5校、合計8校を、それぞれ指定した。更に、30校を再指定等したので、令和6年度末の自転車通学安全モデル校は大学4校、高校49校、中学42校、専修学校1校の96校となった。

b 平成27年度から、企業における自転車の安全利用や交通事故防止を一層促進する気運を醸成するため、他の模範となる活動を行っている企業を「全国自転車安全利用モデル企業」に認定している。

令和6年度は新たに認定した企業はなく、1企業が再認定を辞退し、

5 企業を再認定等したので、令和 6 年度末の全国自転車安全利用モデル企業の総数は、14 企業となった。

- c 令和 4 年 1 月 28 日に警察庁から発出された通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（警察庁丙交企発第 5 号、丙交指発第 1 号、丙規発第 1 号、丙運発第 1 号）を受け、自治体等関係機関に対し、自転車使用事業者等に対する通勤・通学や業務での自転車利用者に対して自転車の点検・整備の勧奨や事故に備えた賠償責任保険への加入促進をすることを働きかけた。

(オ) 各種会議の開催及び表彰

- a 自転車安全整備制度推進ブロック会議の開催

令和 6 年度は、令和 6 年 10 月 2 日から同年 11 月 20 日までの間、全国 7 ブロックにおいて、「令和 6 年度自転車安全整備制度推進ブロック会議」を開催した。同会議では、各都道府県交通安全協会専務理事、自転車商等協同組合理事長及び事務担当者が出席し、警察庁、管区警察局及び開催地警察本部幹部の参加のもと、緑色 T S マーク等について説明するとともに、T S マークの普及拡大に関する活動状況、問題点及び対策等について協議し、自転車安全利用促進事業等の充実について活発な意見交換を行った。

- b 自転車安全整備制度推進優秀組合等の表彰

令和 6 年度自転車安全整備制度推進ブロック会議において、T S マークの貼付に実績を挙げた団体、広報活動が優秀な団体、自転車通学安全モデル校指定に多大な功労があった各都道府県の自転車商等協同組合及び交通安全協会の総数 26 団体を表彰した。

また、令和 6 年 5 月には、T S マークの貼付に優秀な実績等を挙げた自転車安全整備店 160 店及び自転車商等協同組合支部 19 支部を表彰した。

ウ 型式認定試験事業

当協会は、国家公安委員会から道路交通法令に基づき型式認定の「指定試験機関」として指定を受け、各メーカー等からの申請に基づき、型式認定対象機器ごとに型式認定試験審査委員会を開催しているが、令和 6 年度は、112 件の型式認定試験を実施した。

- 原動機を用いる軽車両 0 件（前年度比 - 1 件）
- 駆動補助機付自転車 7 件（前年度比 - 18 件）
- 駆動補助機付自転車・普通自転車 95 件（前年度比 - 4 件）
- 原動機を用いる歩行補助車等（2 号）・駆動補助機付自転車・普通自転車 1 件（前年度比 ± 0 件）

- 移動用小型車 1件（前年度比±0件）
- 原動機を用いる身体障害者用の車 4件（前年度比+1件）
- 運転シミュレーター 4件（前年度比+4件）

エ 海外技術協力事業

本事業は、日本の交通管制システムを始めとした交通管理に関する技術の知見を活用し、海外における交通管理の発展に寄与するための技術協力を実施するものであり、令和6年度は次の業務を実施した。

(ア) インド国ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画に対する技術協力

平成28年から平成30年にかけて交通信号機等交通管制システム構築のための準備作業を実施したプロジェクトで、新たに令和5年に日本工営が当該工事を受注した業者から監理業務を受託し、同社からの要請により、同年8月から信号運用管理のための現地指導に関する技術協力を実施している。

令和6年度は、現地指導用のマニュアルを作成し、現地において研修・指導を行い、プロジェクトを終了した。

(イ) ルワンダ国キガリ都市交通改善プロジェクトに対する技術協力

令和4年2月に日本工営(株)がJICAから受注したプロジェクトであり、同社からの協力要請により、同年4月から技術協力を実施している。

持続可能な都市開発のための都市交通モビリティ向上を目的として、既存交通ネットワークの交通流管理向上のための施策・計画の立案を実施するものである。

令和6年度は、新たに国内において現地の信号設備の配置案及び運用案を策定した。

(ウ) ネパール国カトマンズ盆地における都市交通マネジメントプロジェクトに対する技術協力

令和4年2月に日本工営(株)がJICAから受注したプロジェクトであり、同社からの協力要請により、同年3月から技術協力を実施している。

カトマンズ盆地の主要交差点における交通渋滞の改善及び交通安全の推進を目的として、交差点改良、信号機運用・管理の改善等の計画立案等を実施するものである。

令和6年度は、現地において設計支援と研修・指導を実施した。

(エ) ドミニカ共和国サントドミンゴ大都市圏交通管理能力強化プロジェクトに対する技術協力

令和6年12月に日本工営(株)がJICAから受注したプロジェクトであり、同社からの要請により、令和7年2月から技術協力を実施している。経済成長を続けているサントドミンゴ首都圏の渋滞改善等のための都市交通管理の強化を図るものである。

令和6年度は、プロジェクトの進め方について現地担当者等とWeb会議などで打合せを行った他、参考資料を作成し提供した。

(オ) 全世界ITS実務課題別研修実施及び動向調査に対する技術協力

令和4年7月に日本工営(株)がJICAから受注した事業であり、同社からの協力要請により、同年8月から技術協力を実施している。

全世界ITS実務課題別研修、現地フォローアップ、ITS世界動向調査活動を3年間に渡り実施するものである。

令和6年度は、国内での全世界ITS実務課題別研修において講義を行うとともに、選定された国に対してのワークショップの実施を支援した。

(2) 収益事業

ア 道路交通情報データベース事業

交通管理リンクデータベースは、都道府県警察の交通管制システムにおいて渋滞情報や通行止め等の交通情報をデジタル道路地図上に表示するための道路の区間(リンク)をまとめたもので、交通情報提供においても広く活用されているものである。

令和6年度は、新設道路等への対応のための例年どおりの更新作業の他、民間プローブデータから得られた渋滞情報等の提供範囲を拡大するために設定済リンクの見直しも実施したことにより、交通管理リンクデータベースのリンク数は、約4千リンクの削除と約5千リンクの追加などで、前年度比約1千リンク増の約39万8千リンクとなった。

(ア) VICSシステム等への提供

更新した交通管理リンクデータベースは、例年どおりVICSリンクデータベースの一般道路用としてVICSセンターに使用許諾するとともに、都道府県警察、日本道路交通情報センター等に提供した。

(イ) 交通安全施設の位置情報提供

警察庁が公開している断面交通量情報と交差点制御情報については、交通管理リンクで計測地点や交差点の形状等を表現している。このため、交通管理リンクデータベースを利用して、必要な情報を当協会のホームページで公開するとともに、有料で詳細情報の提供を実施している。

イ 型式推奨試験・確認検査事業

本事業は、交通管理に係る機器について当協会の推奨を受けたいとする機

器メーカー等の申請に基づき、当該機器の機能・性能について必要な試験・確認等を実施し、推奨に適すると認められるものについて、型式推奨証を交付する事業である。

令和6年度においては、試験の実施には至らなかった。

(3) その他の事業

O S S 推進警察協議会事業

当協会は、O S S 推進警察協議会から事務局の業務を委託されており、次の事務を実施した。

- 負担金の徴収、保管に関する事務
- 委員会、総会の開催等に関する事務
- その他協議会の活動及び運営に関する事務